

20歳でスタート! 国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人(外国人を含む)は、国民年金に加入し、保険料を納めることとなっています。

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、私たちの生活をサポートする公的年金制度です。

ただし、加入の届け出や保険料の納付をしていないと年金が受けられないこともあります。20歳到達月に、日本年金機構から加入手続き等の案内が送られますので、同封の資格取得届を市役所または岩見沢年金事務所へ提出するか、郵送してください。

なお、20歳前に就職して、厚生年金や共済組合に加入中の方は、加入手続きは不要です。

●●●●● 基礎年金の支給は3種類 ●●●●●

老齢基礎年金

65歳から受けられます

障害基礎年金

病気やケガで障がいを持った方が受けられます

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子がいる妻、またはその子が受けられます

❖ 20歳になる障がいを持つ方へ ❖

生まれつきの障がいをお持ちの方や、20歳前に初診日のある病気やケガによって障がいの状態になった方で、国民年金法で定める障がい等級の1級または2級に該当すれば、障害基礎年金が受けられますので、お問い合わせください。なお、本人に所得があるときは、その金額に応じて支給が制限される場合があります。

■ 保険料の納付方法 ▶▶▶▶▶ 平成23年度の保険料 → 月額 15,020円

加入届け出後、日本年金機構から「納付案内書(納付書)」が届きますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。また、口座振替やクレジットカードによる納付、年度内の保険料をまとめて前払いすると、割引される前納制度など、納めやすいようにいろいろな方法が選択できます。詳細や手続き方法などはお問い合わせください。

納めた保険料は、全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象になります。

■ 保険料の納付に困ったら ▶▶▶▶▶

学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、次の制度により保険料の納付の猶予または免除を受けられる場合があります。各制度の詳細や手続き方法などはお問い合わせください。

【猶予・免除制度】

- 学生納付特例制度
- 若年者納付猶予制度
- 免除制度

学生納付特例、若年者納付猶予は保険料の免除ではありません。この期間の保険料を猶予期間内に納付しなければ、年金額に反映されませんのでご注意ください。

国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付されます。今後の年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

問合せ先 市民サービス課年金係
岩見沢年金事務所(9西3) ☎ 22局 5804